明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（五二）　一四
○総合法律支援法の一部を改正する法律（五三）　一五
○刑事訴訟法等の一部を改正する法律（五四）　一七
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（五五）　二三
○宅地建物取引業法の一部を改正する法律（五六）　三三
○酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（五七）　三三
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（五八）　三四
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（五九）　三五
○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（六〇）　四五
○消費者契約法の一部を改正する法律（六一）　四五
○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（六二）　四六
○児童福祉法等の一部を改正する法律（六三）　四六
○発達障害者支援法の一部を改正する法律（六四）　四七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（六五）　四七
○確定拠出年金法等の一部を改正する法律（六六）　四八
○平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（六七）　四八
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（六八）　四九

〔政令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三三）　四九
○児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（二三四）　四九
○国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二三五）　五〇

〔省令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）　五〇
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（同一〇七）　五一

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第五二号）（法務省）

1　判事の員数を三二人増加することとした。（第一条関係）

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三六人減少することとした。（第二条関係）

3　この法律は、平成二八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇総合法律支援法の一部を改正する法律（法律第五三号）（法務省）

1　民事法律扶助事業の充実

民事法律扶助事業につき、その対象者を資力の乏しい者その他の法による紛争の解決に必要なサービスの提供を求めることに困難がある者とするとともに、その手続範囲を民事裁判等手続及び行政不服申立手続（行政不服審査法による不服申立ての手続をいう。）とすることとした。（第四条関係）

(一)　認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者の援助

(1)　民事裁判等手続又は行政不服申立手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない又はその支払いにより生活に著しい支障を生ずる国民等のうち、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等のため、自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続の準備及び追行のため代理人に支払うべき報酬等若しくは同手続のうち前記公的給付に係るものに必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬等を立替え又は適当な契約弁護士等に代理人が行う事務若しくは書類を作成する事務を取り扱わせることとした。（第三〇条第一項第二号イ(1)及びハ関係）

(2)　認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものに対し、弁護士等による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施することとした。（第三〇条第一項第三号関係）

(二)　大規模災害の被災者の援助

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所等を有していた国民等のため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、弁護士等による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施することとした。（第三〇条第一項第四号関係）

2　特定侵害行為の被害者の援助

特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第一項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）を現に受けている疑いがあると認められる者のため、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施することとした。（第三〇条第一項第五号関係）

3　支援センターの職員である弁護士に関する支援センターの責務

支援センターは、支援センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約している弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体との連携の下、当該弁護士の職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるとともに、その資質の向上に努めることとした。（第三二条の二関係）